

令和2年11月1日

身元引受人 各位

特別養護老人ホーム サルビア荘
施設長 前川義量
(公印省略)

面会制限解除期間の延長について

平素は当事業所の運営に多大なるご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて新型コロナウイルス(COVID-19)の感染予防のために禁止しておりました面会を、10月7日から11月6日の期間を設けて一時解除としておりましたが、解除期間を12月18日まで延長することとなりました。

しかし依然として感染者が確認されており、今後は季節性インフルエンザが流行する時期とも重なるため、解除期間(令和2年12月18日まで)、1日2組の上限(午後2組)等、一定の制約を設けた上での面会制限解除とさせていただきます。

しかしコロナウイルスに関わらずインフルエンザ等の感染症の蔓延状況によっては、期間内であっても急遽面会を中止する場合があります。

ご家族様には大変ご不便をお掛けしますが、ご理解、ご協力下さいますようお願い申し上げます。

今後の面会方法などを記載した別紙「面会について」を同封しておりますので、ご家族様でお読みいただき今後の面会方法の確認をお願いいたします。

落ち着いた日常生活を取り戻すのはまだ先になりそうです。

身元引受人様をはじめご家族様には、何卒ご自愛のほど、心よりお祈り申し上げます。

【お問い合わせ】

特別養護老人ホーム サルビア荘
☎0790-22-6001